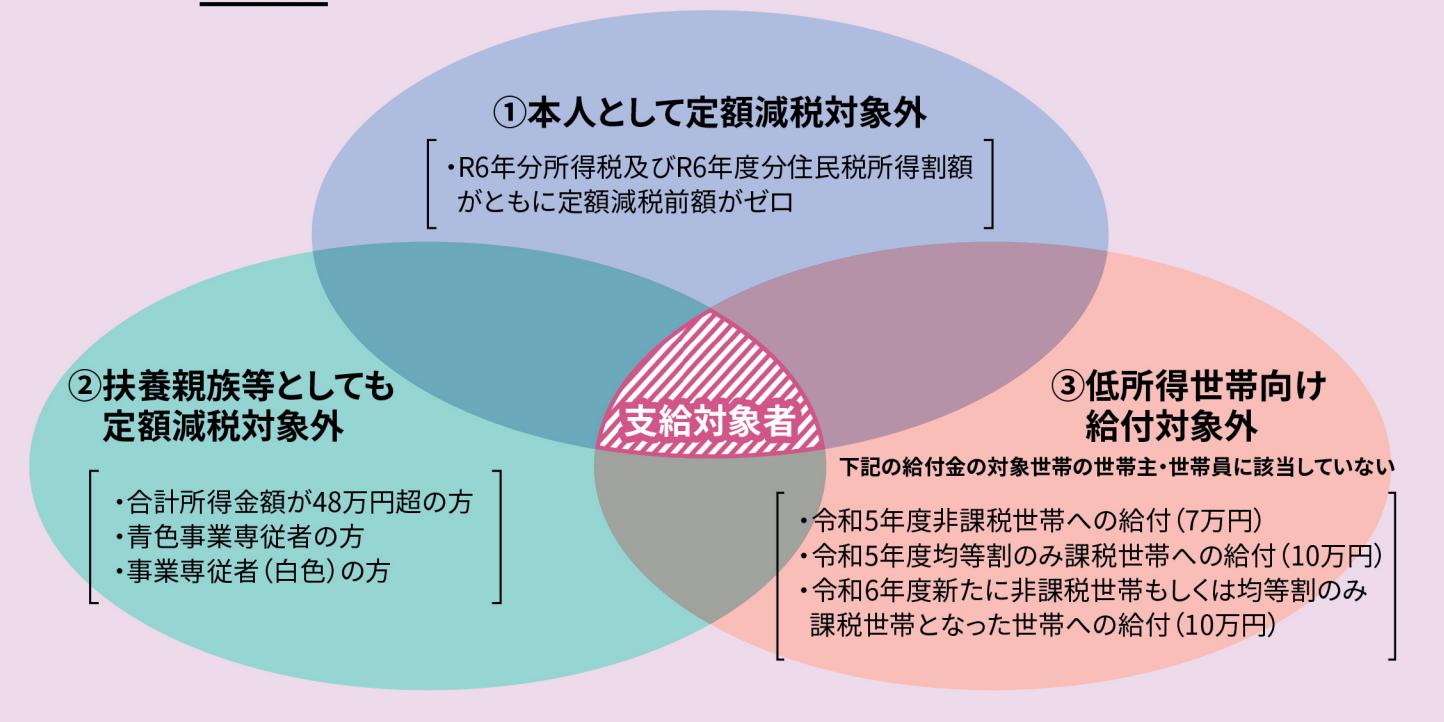


# 定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

令和6年度に実施した定額減税において、定額減税の対象外となつた方などで一定の要件を満たす方に定額減税補足給付金(不足額給付)を支給します。

## 支給対象者

以下の①～③すべてにあてはまる方が対象となります。



## 給付金の支給額

原則 **4万円** (定額)

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

## 手続き期限

### 詳しくは裏面「A」へ

「お知らせ」が届いた方



**手続きは不要です**

お知らせに記載されている口座(公金受取口座)に振込します。

### 詳しくは裏面「B」へ

「確認書」が届いた方



**確認書を返送してください。**

**返送期限  
令和7年10月31日(金)  
(当日消印有効)**

### 詳しくは裏面「C」へ

上記の支給対象者となり得る方で、令和6年1月2日以降に湯沢市に転入された方



**申請が必要です**

**申請期限  
令和7年10月31日(金)  
(当日消印有効)**

裏面もご覧ください。

# 手続き方法

## A 「お知らせ」が届いた方

- 対象となる方で、公金受取口座を登録されている方は、市から支給方法や支給予定日を記載した「お知らせ」が届きます。

手続きは不要です。記載されている内容で振り込みます。

- 支給口座を変更したい場合や受給を辞退したい場合は、お知らせに記載のある指定日までに手続きをお願いします。手続きに関する各様式は、税務課窓口（市役所本庁舎1階）に備え付けのほか、市のホームページからダウンロードすることができます。

## B 「確認書」が届いた方

- 上記A以外で対象となる方には、市から給付内容が書かれた「確認書」が届きます。

記載内容を確認し、記入例を参考にご記入・必要書類を添付の上、返送してください。

### 確認事項

- ①記入欄の内容確認チェック欄への記入、②定額減税補足給付金（不足額給付）の支給額及び算出式の確認、③同意欄へ「氏名、確認日、電話番号」の記入、④振込口座欄の記入、⑥本人確認書類と⑦口座確認書類を添付してください。
- ⑤代理人欄に記入した場合は、⑥へ本人と代理人の確認書類も添付してください。

## C 申請が必要な方

- 不足額給付Ⅱの支給対象となり得る方で、令和6年1月2日以降に湯沢市に転入された方等は、下記の書類をご準備の上、税務課窓口で申請するか、市のホームページから申請書を印刷し郵送で提出してください。

### 添付書類

- ・申請者の令和6年分の源泉徴収票または令和6年分の確定申告書の写し
  - ・申請者の令和6年度分個人住民税の納税通知書または令和6年度（非）課税証明書の写し
  - ・世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し
  - ・本人確認書類の写しと口座確認書類の写し
- 【青色事業専従者または事業専従者の方のみ】
- ・事業主の令和6年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届け出の写し等

## 支給時期

- 確認書（または申請書）を受理してから3週間前後が目安です。支給予定日は別途通知します。



定額減税補足給付金（不足額給付）に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話やメール等があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



## お問い合わせ

秋田県湯沢市役所 市民生活部税務課 市民税班（市役所本庁舎1階）

受付時間 平日8:30～17:15

☎ 0183-79-6911